



## おしらせ

第147号

社会保険労務士法人 勝又・高橋・吉田 事務所

2021. 6. | 発行

### 2022年3月高等学校卒業予定者採用のスケジュールについて

- ◆ 2022年3月の高等学校卒業予定者を対象としたハローワークによる求人申込書受付が、6月1日（火）から始まり、7月1日（木）から生徒さんへの公開となります。当事務所では、求人票の作成・提出業務も行っていますので、新卒者採用をお考えの事業所様は担当者までお申し付け下さい。

コロナ禍の影響が大きく、先行き不透明感から採用に慎重な考えがある一方で、根強い人手不足・将来的な若年労働者の減少を考えた場合、地元志向が強まっている状況は人材確保のチャンスと捉える向きもあるようです。慎重にご検討の上、提出の場合は、公開が生徒さんの夏休み前になるようお早めに。

### 履歴書の新しい様式が公表されました

- ◆ 今年4月16日に、厚生労働省から新しい履歴書の様式例が公表されました（別紙にて添付しております）。従来、一般に使用されていたJIS規格様式例と異なるのは次の2点です。

1. 性別欄は「男・女」の選択ではなく任意記載欄となった。そのため未記載とすることも可能。
2. 「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各項目が削除された。

公正な採用選考を行うため「応募者に広く門戸を開く」「本人の持つ適性・能力のみを基準にして選考する」との考えが根底にあるようですが、新様式の浸透により、採用選考にあたって事業主側には今まで以上の慎重な対応が求められることになりそうです。

### 賞与からの社会保険料の徴収について

- ◆ 新しい「賞与からの社会保険料控除額表」を同封致しましたので、ご活用下さい。なお、厚生年金保険料率が平成29年9月以降固定されたことから、原則として発行は6月の年1回とさせていただきます。紛失等の場合は再発行いたしますのでご連絡下さい。

### 夫婦共働きの場合の健康保険被扶養者認定について

- ◆ 夫婦共働きの場合に、例えば子供をどちらの健康保険の扶養に入れるのか？という問題について、従来から厚生労働省より基準が出されていましたが、基準の一部見直しが行われ8月1日より適用になります。

基本的に、「夫婦それぞれの今後1年間の収入見込みを比較し、多いほうの被扶養者とする」こととなります（現行は“前年分の年間収入による”こととされています）。

その他、夫婦それぞれの収入見込みの差額が年収の多いほうの1割以内である場合、夫婦のいずれか一方が共済組合の組合員である場合、夫婦のいずれか一方が国民健康保険の被保険者である場合、育児休業を取得した場合、年間収入が逆転した場合などで具体的な基準が示されています。

今後、実際の手続きの際に改めてご説明させていただくことになると思います。よろしく願いいたします。

### 熱中症にご注意を

- ◆ 今年も熱中症が心配される時季となりました。職場におきましては早めの注意喚起をお願いします。岩手労働局のホームページでは、職場向けの熱中症予防対策の動画が公開されています。職場での研修にご活用いただけるようです。

【岩手労働局ホームページより】

[職場における熱中症予防対策ポータルサイト](#)

[学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！  
職場における熱中症予防情報](#)